

博士學位論文審査結果の要旨及び
最終試験の結果又は学力の確認報告書

(課程博士)

| | | | | |
|---|--|------|--------------|-------|
| 学位論文 提出者氏名 | 喬 文棋 | | | |
| 学位論文 審査委員 | 主 査 | 竹内 泰 | 副 査 | 薛 松濤 |
| | 副 査 | 石井 敏 | 副 査 | 脇田 祥尚 |
| 学位論文題目 | 中国租界の保護制度及びその近代建築の保護に関する研究 日本の外国人居留地と対比して | | | |
| <p>本論文では中国近代化の契機となった租界のうち、特に上海と武漢を対象とし、租界期に建設された建築の保護状況を調査し、中国の歴史保護制度の課題を明らかにしようとする都市研究である。同時期に形成された日本の外国人居留地である函館の臨地調査と保護制度の調査を行い、中国での歴史保護状況と丁寧に対比させながら課題を抽出した点において独自性を持つ。</p> <p>本論文は、全6章で構成されている。序章では研究目的や研究の位置づけ、研究方法等について述べ、研究全体の枠組みを示している。第1章では中国の租界の形成史について概観し、特に上海と武漢の特異性について整理している。第2章では、中国が提示している歴史保護制度の沿革を中国の社会背景とともに整理している。また日本の歴史保護制度についても時系列的に整理し、中国と日本の保護制度や保護体制の違いについて明らかにした。第3章では上海と武漢での条例について詳細に検証し、相違を明らかにしている。加えて函館との都市レベルでの保護制度や保護体制の違いについて明らかにしている。第4章では、上海と武漢、函館での歴史的建造物の保護状況を調査と分析が行われ、歴史的建造物の保護において法的に課題となる「増築」、「改築」、「(看板や設備等の)外付設備」、「保護標識設置の有無」の4項目に注目し、それらの具体的な状況を調査により明らかにしている。上海と武漢では合計236件の建造物を調査しデータ化を行っており、実態記録としても有効な資料となっている。また、函館においてもその保護と整備の状況を明らかにしている。第5章では、中国と日本のそれぞれの保護制度の評価から、中国での歴史保護制度の課題、特に、歴史的建造物の地域との関わりや啓発、歴史的建造物保護に向けた行政の丁寧な制度運用の必要性等の課題を指摘している。</p> <p>以上のように、本論文は精度の高い資料性を有し、得られた理論や概念は、建築学や都市計画学の分野での活用、更には中国での新しい歴史保護制度設計へも貢献が期待される。成果は中国での専門誌『城市規劃』へ掲載されている。</p> <p>令和2年2月19日、申請者が本学学位規定に定める学位授与基準を満たしていることを確認した上で、博士論文の審査および関連した事項について口頭試問(学力確認)を行い、本論文が博士(工学)の学位を授与するに十分相応しいものであると判断した。</p> | | | | |
| 最終試験の合否 | 合格 | 審査日 | 令和 2年 2月 19日 | |
| 主査教員氏名 | 竹内 泰 | | | |